



島根県報

平成16年10月15日 (金)
 第 1,616 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(廃棄物対策課)	2
島根県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	4
告 示		
県政情報センター等設置運営要綱の一部改正	(総 務 課)	4
職員の研修に関する事務の受託の廃止	(人 事 課)	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森 林 整 備 課)	5
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	5
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	6
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	(")	7
公 告		
肥料の登録の更新	(生 産 振 興 課)	7
特定調達公告		
空港用3,000立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の実施	(港 湾 空 港 課)	7
教委訓令		
島根県教育委員会教職員等表彰規程の一部改正	(教 育 庁 総 務 課)	10
正 誤		
平成16年10月 5 日付け島根県報第1,613号中	(審 査 課)	10

公布された条例等のあらまし

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第78号)

1 規則の概要

- (1) 引取業者及びフロン類回収業者の登録簿の閲覧場所を、本庁廃棄物対策課及び各保健所とすることとした。(第2条関係)
- (2) 引取業者及びフロン類回収業者の廃業等届出書の様式を定めることとした。(様式第1号関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第79号)

1 規則の概要

西郷教育事務所を隠岐教育事務所に改正することとした。(別表第1条関係)

2 施行期日

平成16年11月1日から施行することとした。

規 則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第78号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条中「法第64条」を「法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）又は第64条」に、「解体業 廃業 破砕業」

「引 取 業
フロン類回収業
等届出書 を 解体業 廃業等届出書 に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
破 砕 業 」

（引取業者等登録簿の閲覧場所）

第2条 法第47条の規定による引取業者登録簿の閲覧の場所及び法第59条で準用する法第47条の規定によるフロン類回収業者登録簿の閲覧の場所は、別表のとおりとする。

第4条第1項中「（様式第4号）」を「（様式第2号）」に改め、同条第2項中「（様式第5号）」を「（様式第3号）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

観 覧 場 所	所 在 地
環境生活部廃棄物対策課	松江市殿町1番地
松江保健所	松江市大輪町420番地
雲南保健所	雲南市木次町里方531番地1
出雲保健所	出雲市塩冶町223番地1
県央保健所	大田市長久町長久八7番地1
浜田保健所	浜田市片庭町254番地
益田保健所	益田市昭和町13番地1
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

引 取 業
 フロン類回収業
 解 体 業
 破 碎 業

廃業等届出書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第 48 条 第 1 項

使用済自動車の再資源化に関する法律

第59条で準用する第48条第1項

第 64 条

第 72 条 で 準 用 す る 第 64 条

の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等に係る登録・許可の内容	氏 名 又 は 名 称	
	業 種	引 取 業 フロン類回収業 解 体 業 破 碎 業
	登 録 ・ 許 可 番 号	
	登 録 ・ 許 可 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
廃業等の年月日	年 月 日	
廃業等の理由		

注 1 「業種」の欄は、該当する項目を で囲むこと。

2 解体業又は破砕業の場合は、許可証を添付すること。

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とし、様式第5号を様式第3号とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第79号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1 隠岐支庁の項中「西郷教育事務所」を「隠岐教育事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

告 示

島根県告示第1,022号

県政情報センター等設置運営要綱（平成6年島根県告示第716号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2項の表木次地区県政情報コーナーの項中「大原郡木次町」を「雲南市」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田地区県政情報コーナーの項中「美濃郡」を削る。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

島根県告示第1,023号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成16年10月31日をもって、次に掲げる町村の職員の研修に関する事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

町村

- 大原郡大東町
- 大原郡加茂町
- 大原郡木次町
- 飯石郡三刀屋町
- 飯石郡吉田村
- 飯石郡掛合町
- 美濃郡美都町
- 美濃郡匹見町

島根県告示第1,024号

平成16年農林水産省告示第1,729号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所及び匹見町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所				不分明である通知の相手方	
(市)郡	(町)村	大字	地番	保安林の所有者	住 所
(益田)	(白岩)		□310から□312まで、□312内1、□313から□320まで、□320続1、□321から□324まで、□324続1、□325、□326、□385、□385内1、□385続1、□385内2から□385内5まで、□385 6、□385 7、□385内8から□385内13まで、□385 14、□385内15から□385内17まで、□385 18、□385 20、□385 23	黒谷真司	広島県東広島市高屋町大字中島1088 1
美濃	匹見	澄川	イ499、イ1889、イ1889内1からイ1889内3まで、イ1896 3、イ1896内4	大平朋一	美濃郡匹見町大字澄川イ6713

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第1,025号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 加入区の名称

松江市加入区

2 加入区の区域

松江市漁業協同組合の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1,091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表4の項漁業の区分の欄の2に掲げる漁業の区分

島根県告示第1,026号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	を	「	年2.0%以内	「	年1.7%以内	に改める。
		年2.0%以内	年1.7%以内			
		年2.0%以内	年1.7%以内			
		年2.0%以内	年1.7%以内			
		年2.0%以内	年1.7%以内			
		年2.0%以内	年1.7%以内			
		年2.0%以内	年1.7%以内			
		年2.0%以内	年1.7%以内			
	」	」				

附 則

- 1 この告示は、平成16年10月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年9月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,027号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「2.0パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年10月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年9月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,028号

道路の区域の次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	八束松江線	八束郡八束町大字江島1128 10番地先から同大字1128 62番地先まで	前	メートル 30.00 ~ 37.00	メートル 134.00	松江土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	35.00 ~ 42.00	134.00		

島根県告示第1,029号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県 道	八束松江線	八束郡八束町大字江島1128 22番地先から同大字183 25番地先まで	メートル 403.70	平成16年 10月16日	松江土木建築事務所	

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第401号	豆腐かす乾燥肥料	オカラ肥料	窒素全量 4.0	該当なし	有限会社みずほ食品 島根県邑智郡邑南町 出羽275番地 3	平成22年 10月29日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

(1) 調達件名及び数量

空港用3,000立級大型化学消防車 1台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期限

平成18年6月9日

(4) 納入場所

島根県益田市内田町イ597

島根県益田土木建築事務所石見空港管理所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ロ 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年1月6日島根県告示第4号)第4条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開設の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿(5(1)車輛類)に格付Aで登載された者であること。

ハ 空港用3,000立級大型化学消防車調達に係る物件(以下「調達物件」という。)の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けた者であること。

(2) 入札の参加資格審査を申請する者は、入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出し、資格審査申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 提出期間

平成16年11月8日から平成16年11月12日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)とする。

ロ 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで(郵送による場合も平成16年11月12日午後4時までに到着していること。)

ハ 提出場所

〒690 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県出納局会計課

電話 0852 22 5336 ファクシミリ 0852 22 5963

二 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類(以下「調達物件提案書」という。)を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 提出期間

原則として平成16年11月8日から平成16年11月15日とする。ただし、平成16年11月15日から開札の日の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

ロ 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで(郵送による場合も平成16年11月15日午後4時までに到着していること。)

八 提出場所及び提出方法

3 の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

二 承認審査の打ち切り

イのただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札手続き等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8501 島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部港湾空港課

電話 0852 22 5573 ファクシミリ 0852 31 6247

(2) 入札説明書の交付方法

平成16年10月15日から平成16年11月15日までの間、交付場所において交付するものとする。

(3) 入札書の受領期限及び場所

イ 期限 平成16年12月3日午後2時(郵便又は信書便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

ロ 場所 平成16年12月3日正午までは上記(1)に掲げる場所とし、それ以降は下記(4)ロに掲げる場所とする。

(4) 開札の日時及び場所

イ 日時 平成16年12月3日(金)午後2時

ロ 場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟第 5 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : an Airport Crash Tender

(2) Desired Date of Delivery : June 9, 2006

(3) Place of Delivery : Iwami Airport Administration Office, Shimane Prefecture

(4) Deadline of Tender : 2:00 p.m.on December 3, 2004 (applications by mail must be received by the prefectural office by noon on December 3, 2004)

(5) Please tender all information to : Harbor and Airport Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-Ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5573 Fax number 0852-31-6247

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第4号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会教職員等表彰規程（昭和61年島根県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月15日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

第8条を次のように改める。

（表彰の方法）

第8条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 永年勤続教職員等表彰 表彰状の授与
- (2) 功績顕著教職員等表彰 表彰状の授与及び賞品又は賞金の授与

附 則

この訓令は、平成16年10月15日から施行し、平成16年度に行う表彰から適用する。

正 誤

平成16年10月5日付け島根県報第1,613号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から8	石見エアターミナルビル株式会社	石見空港ターミナルビル株式会社